

松江市水道事業の概要



松江市公共料金に関する審議会 令和6年12月26日(木)

松江市の水道の沿革

創設

水道事業は大正7年から106年間

明治の中期ごろにコレラなどの伝染病が多発したことから水道敷設の世論が高まり、イギリス人技師バルトン氏による水道敷設計画の調査が行われたことから始まり、大正7年に計画給水人口50,000人、計画1日最大給水量6,300m³で千本ダム、忌部浄水場から通水を開始し、以来106年を迎えました。

あゆみ

清浄・豊富・低廉な水道を全市に

昭和32年（1957年）	大谷ダム完成（市政の発展等に伴う水源不足に対応）
昭和44年（1969年）	安来市にある布部ダム系・県受水開始
昭和48年（1973年）	異常渇水・134日間にわたる給水制限
昭和55年（1980年）	安来市にある山佐ダム系・県受水開始
平成16年（2004年）	第一次松江市水道事業経営戦略プラン策定
平成17年（2005年）	松江八束市町村合併（上水3事業、簡水34事業を運営）
平成23年（2011年）	雲南市にある尾原ダム系・県受水開始（安定水源確保）
平成23年（2011年）	松江市と東出雲町の合併

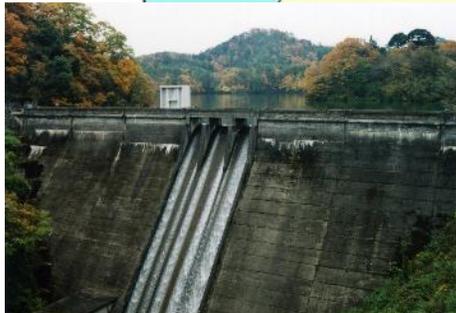
主な水源

約 **20%** (市内: 千本ダム、大谷ダム)

約 **80%** (市外: 尾原ダム、山佐ダム、布部ダム)



千本ダム (西忌部町) 有効貯水容量379千³m



大谷ダム (東忌部町) 有効貯水容量1,328千³m



尾原ダム (雲南市木次町) 有効貯水容量54,200千³m
H23から受水開始



布部ダム (安来市広瀬町) 有効貯水容量5,000千³m
S44から受水開始



山佐ダム (安来市広瀬町) 有効貯水容量4,450千³m
S55から受水開始

- 受水点
- ◎ 調整池
- 送水管

(3) 水道施設図



浄水施設
配水池
ポンプ場
総管路延長

水道施設
10施設
100施設
81施設
1,564km

凡 例	
	飯梨川水系
	斐伊川水系
	忌部水系
	左水水系
	玉湯水系
	大谷水系
	自己水源

施設 凡 例	
	水源地/原水送水施設
	浄水施設
	送水施設
	配水池・調整池
	受水地(県受水)

※穴道町については、「斐川穴道水道企業団」が管理・運営

松江市の
水道管の長さは

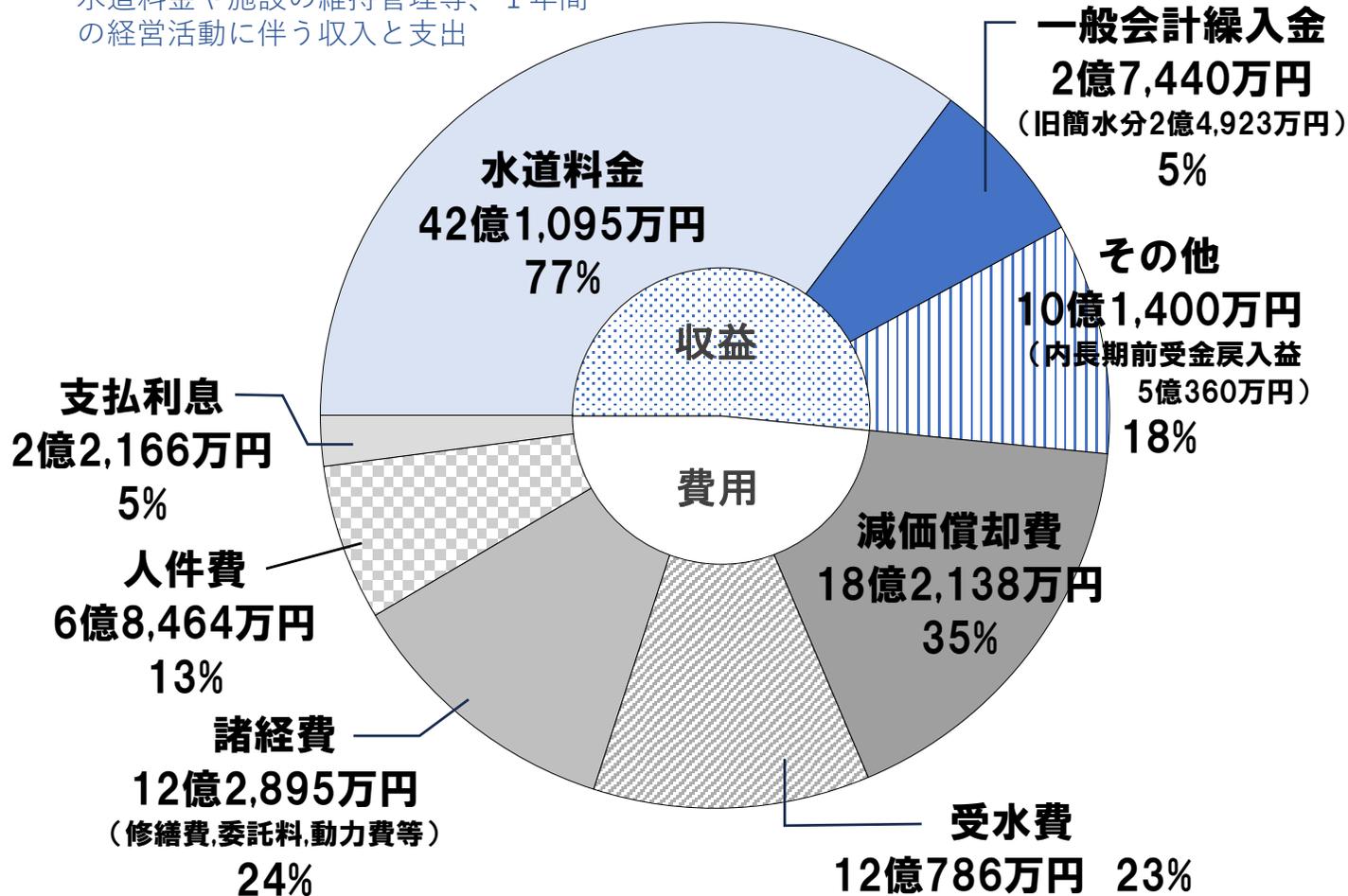


お金の使い道(施設の維持管理等) (R5決算)

収益的収支 (税抜)

収益: 54億9,935万円
費用: 51億6,449万円
純利益: 3億3,486万円

水道料金や施設の維持管理等、1年間の経営活動に伴う収入と支出



【収支の概要】

水道事業の収益の大部分(77%)は市民や企業の皆様などからいただく水道料金です。その他に統合した旧簡易水道に対する補助を含む市の一般会計からの繰入金(5%)と、その他(18%)として、長期前受金戻入益と言って過去に国などから受け取った補助金を後から戻し入れする現金を伴わない収入などがあります。このうち、旧簡易水道に対する繰入金が国の方針により減少しています。

費用については、水道を将来へ引き継ぐための施設更新費である減価償却費(35%)と島根県から水を購入する受水費(23%)が大きなウェートを占めています。その他に、施設を維持管理していくための修繕費や委託料・動力費などの諸経費(24%)や人件費(13%)などがあります。

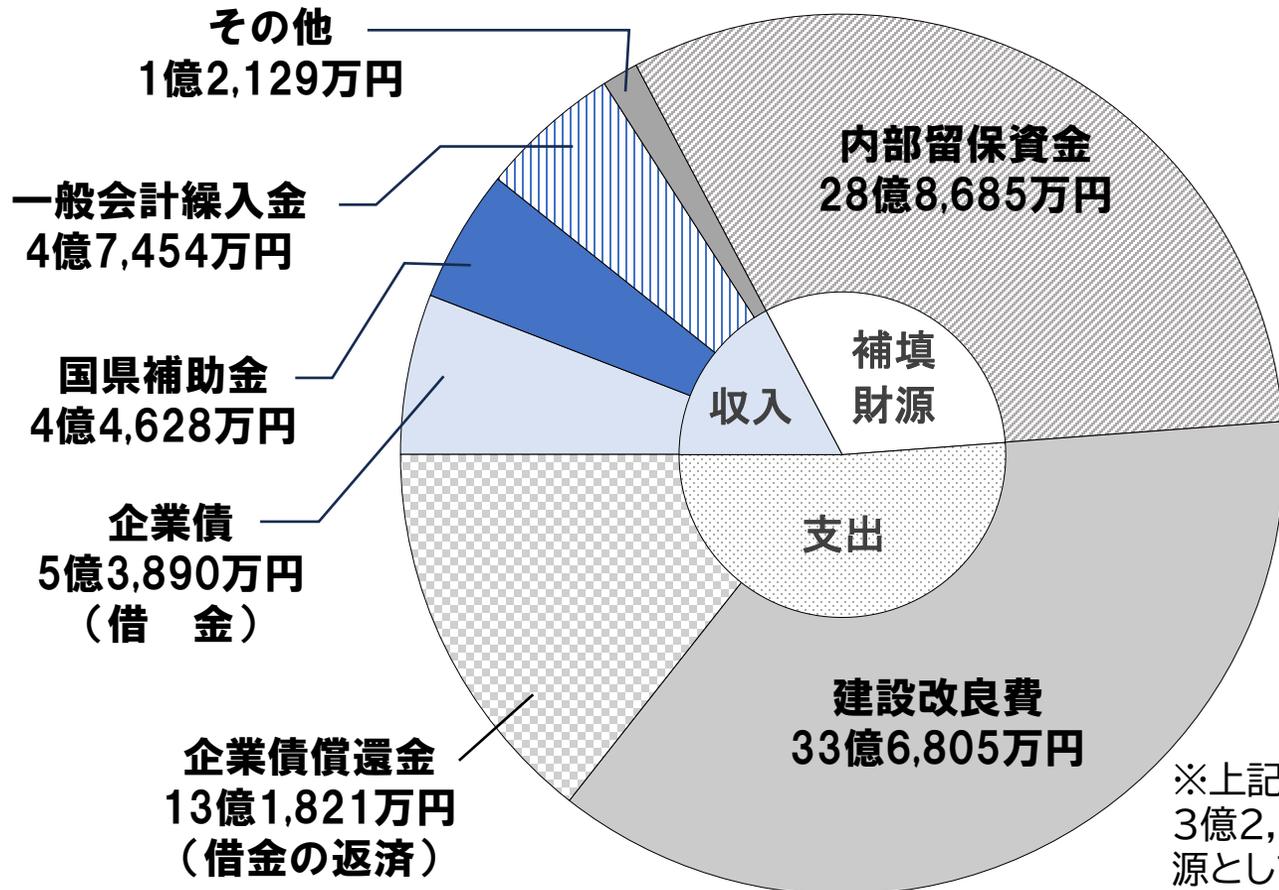
費用については物価高騰による電力料や労務単価上昇により急激に増加しています。

収支を差し引くと純利益を計上していますが非現金収入を控除した原価計算上の収支はマイナスとなっています。

資本的収支 (税抜)

水道管の布設等、将来にわたる住民サービス提供に伴う収入と支出

収入: 15億8,101万円
 支出: 46億8,626万円
 差引: ▲31億525万円



※上記収入のほかに企業債3億2,360万円を5年度財源として翌年度に収入

【主な建設改良事業】

耐震化事業として、意東小学校、古江小学校、法吉小学校行配水管耐震化工事等を実施しました。

施設整備事業では、忌部浄水場の耐震化工事を3年度からの継続事業として実施しました。また、国屋配水池電気計装設備更新工事及び安田増圧ポンプ場送水施設整備工事を行いました。

費用をまかなう財源には、借金や国・市からの補助金もありますが、水道料金を基にした減価償却費や純利益により蓄えられた内部留保資金が一番重要なものとなります。

直近改定：平成27年1月（平均改定率5.50%）

当時の課題

- ①人口減少・水需要の減少による給水収益の減少
- ②管路耐震化や老朽施設の更新など10年間で約200億円の投資を計画
- ③簡易水道統合（国よりH29年度までに統合の方針）
- ④経営健全化に向けた行財政改革の推進
- ⑤平成の大合併後の料金統一・体系の見直し

【改定のポイント】

- ・平成の大合併後の上水道料金の統一（3料金体系を統一）
- ・負担の公平性から給水料金単価の逡増度を緩和（逡増度4.40倍→3.58倍）
- ・基本料金と給水料金の割合を見直し（基本料金2：給水料金8 → 4：6）

料金統一：令和2年1月（簡易水道事業）

平成29年4月に全簡易水道事業を上水道事業へ統合

- ・事業統合に合わせ、料金についても上水道料金へ統一
- ・激変緩和措置として市内全体のバランスを考慮して3段階で統一
- ・市内の水道サービス一元化・料金統一により公平性を確保

現行水道料金（松江市水道給水条例第23条）

第23条 料金は、メーターの口径及び使用水量の区分に応じ、次の表に定める額により算出した合計額に消費税等相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

基本料金・・・口径別

給水料金・・・段階別逓増料金

※逓増料金とは給水料金について、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金が高くなる料金体系

(1)基本料金(1月、メーター1個につき)

メーターの口径	金額
13ミリメートル	800円
20ミリメートル	1,400円
25ミリメートル	5,200円
30ミリメートル	8,000円
40ミリメートル	16,400円
50ミリメートル	28,000円
75ミリメートル	76,000円
100ミリメートル	155,400円
150ミリメートル	422,200円

(2)給水料金(1月、使用水量1立方メートルにつき)

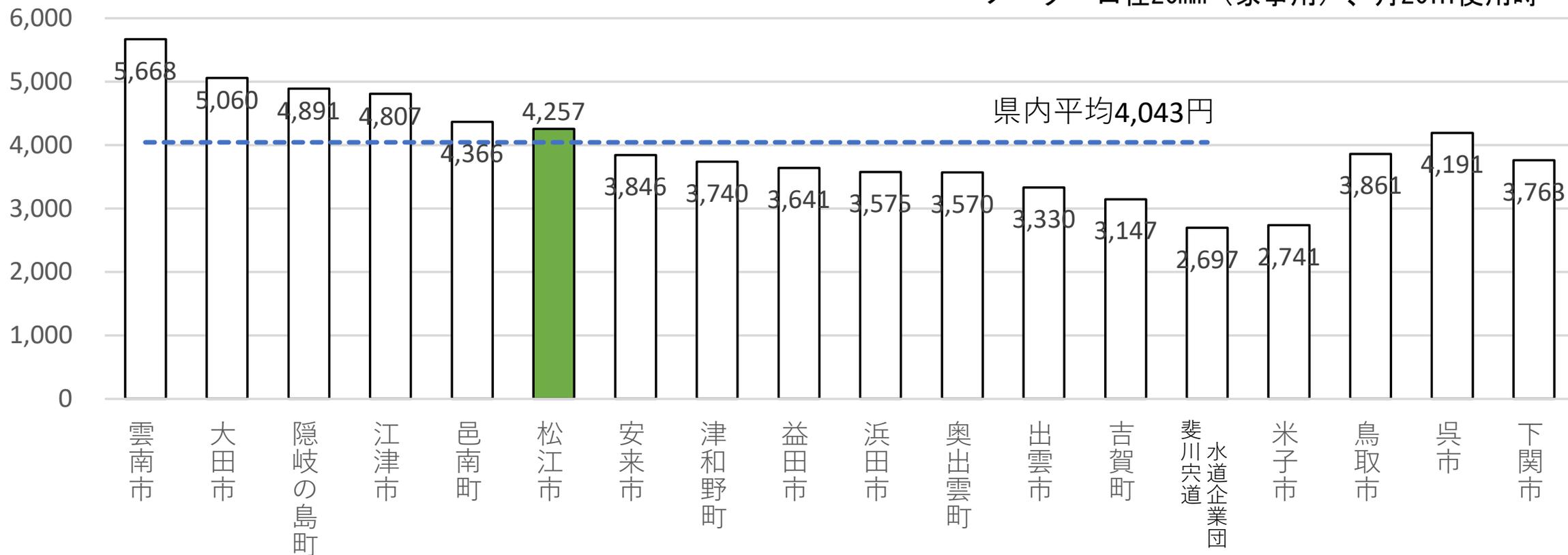
使用水量	金額
10立方メートルまでの分	67円
10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	180円
20立方メートルを超え 40立方メートルまでの分	190円
40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分	200円
60立方メートルを超える分	240円

逓増度3.58倍

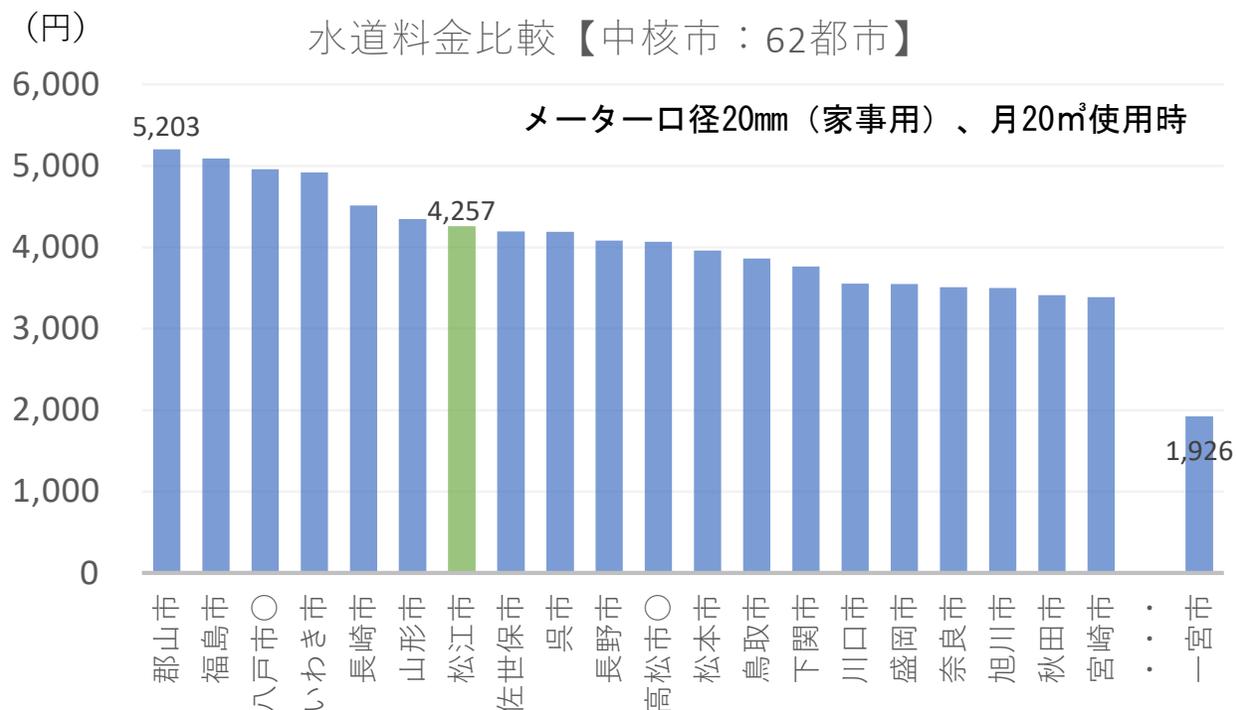
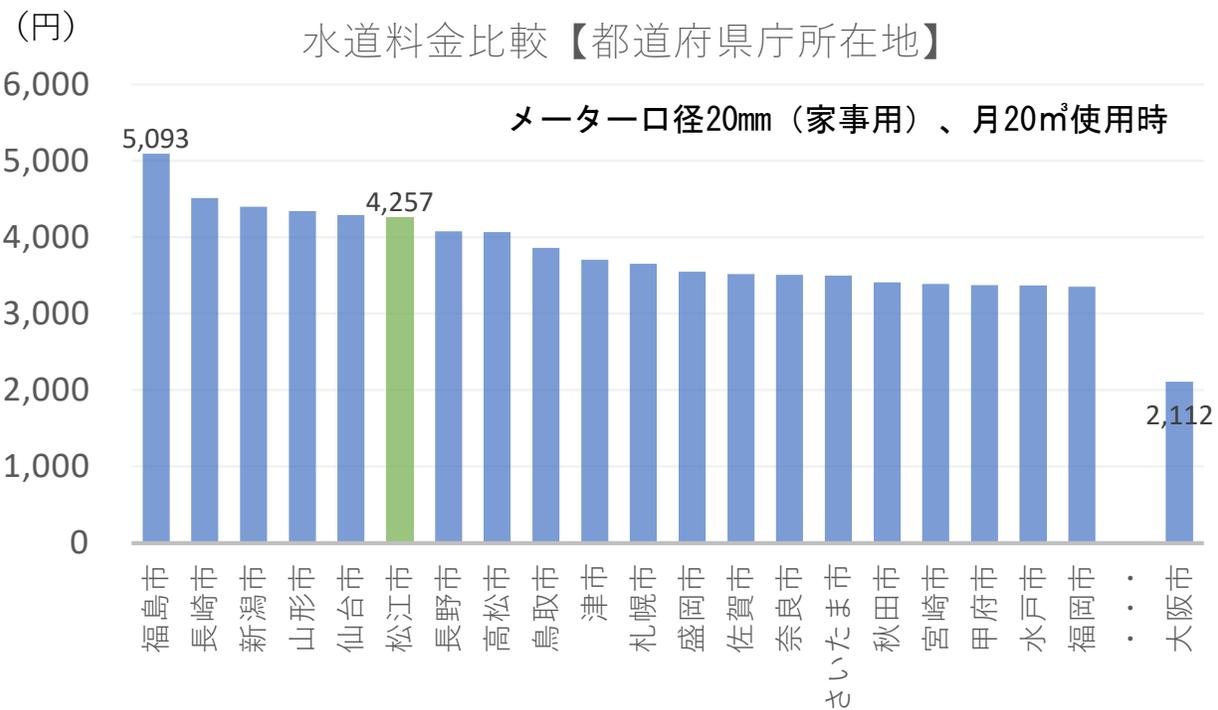
現行水道料金（他都市との比較）

県内水道料金比較

メーター口径20mm（家事用）、月20m³使用時



現行水道料金（他都市との比較）



※「○」が付く都市は、圏域の企業団経営を示す

第1次松江市上下水道事業経営計画(平成30年度策定)

